

質 問 書

2020年8月27日

「全世界(広域)DX 主流化のための情報収集・確認調査」

(公示日:2020年8月12日/公示番号:20a00364)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P1 3 競争に付する事項 (3)適用される契約約款雛型 「調査業務用」契約約款	「調査業務用」契約約款第8条第2項において、「発注者は必要と認められる場合には契約の全部又は一部の一時中止を求めることができる」に関し、「必要と認められる」の具体例、及び発注者からの事前連絡について、ご教示いただけますでしょうか。	先般マリ国にてクーデターがありましたが、そのような場合には契約の全部又は一部の中止を求める可能性があります。このような場合、受注者とも情報共有をしながら判断させていただきます。
2	P.1 3 競争に付する事項 (3)適用される契約約款雛型 「調査業務用」契約約款	「調査業務用」契約約款第13条第2項において、検査結果の通知が所定の期間内に行われなかった場合、検査期間の経過をもって、検査を合格したとみなして問題ないでしょうか。	検査結果通知が遅れたことを以て、自動的に検査結果を合格とみなす制度にはしておりません。
3	P.1 3 競争に付する事項 (3)適用される契約約款雛型 「調査業務用」契約約款	「調査業務用」契約約款第13条の2第1項および第2項において、「契約不適合を知った日から1年以内」は、運用上は「第13条の検査完了から1年以内」との認識で間違いありませんでしょうか。	契約約款において、一部条項が抜けていましたので、契約書に以下の規定を追記することにより補完します。 第13条の2 第5項として以下の規定を追記する。「第1項および第2項の規定は成果品の引き渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。」
4	P.4 5 競争参加資格 (5)競争参加資格要件の確認 3)提出書類	c)財務諸表(決算が確定した過去3会計年度分)について、提出書類は決算公告で問題ないでしょうか。(社内規定上、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書に	ご提案の対応をお願いします。非公開情報は提出書類の表紙等にその旨を記載願います。

		については非公開とさせていただいております。)	
5	P.4 5 競争参加資格 (5)競争参加資格要件の確認 3)提出書類	e)競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図について、当社は非上場であり連結の範囲または持分法適用の範囲は開示しておりません。提出にあたっては財務諸表等規則第8条8項に規定される当社の関係会社のみを示すものとし、持分比率及び連結または持分法適用範囲の開示は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご提案の対応でお願いします。非公開情報は提出書類の表紙等にその旨を記載願います。
6	P.4 5 競争参加資格 (5)競争参加資格要件の確認 3)提出書類	f)競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率について、株主名、持ち株比率のみの提出でも問題ないでしょうか。(社内規定上、持株数につきましては非公開情報とさせていただいております。)	ご提案の対応でお願いします。非公開情報は提出書類の表紙等にその旨を記載願います。
7	P.4 5 競争参加資格 (5)競争参加資格要件の確認 3)提出書類	g)競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴について、職歴のみの提出でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	P4 人件費単価 (コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)	DX 領域において専門性の高い業務従事者が必要なことを鑑み、また新型コロナウイルスで状況が変化するなかで、複数国を対象とした調査を円滑に実施可能な組織としてのグローバルなバックアップ体制が求められるため、基準額を超える直接人件費月額単価(特号超)が妥当である	基本的には「特号超」は想定しておりませんが、業務遂行上必然と考えられる場合は、提案の際にその理由と共にご提示下さい。その上で、契約交渉に至った場合は、その時点で個別にご相談・対応させていただきます。

		という理由があればご承認いただけますでしょうか。	
9	P5 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書	第一期と第二期合計を見積もれば良いのでしょうか、または期毎に分けて見積書を作成するのでしょうか。	期毎に分けて作成願います。
10	P5 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書	「『コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン』(2020年4月)を参照」とありますが、これは「同(無印版)」、「同(QCBS方式対応版)」のいずれを確認すればよろしいでしょうか	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)無印版」を確認願います。なお、QCBS方式と同じ経理処理・積算基準となる部分は、「同(QCBS方式対応版)を参照」として、記述を簡素化しています。
11	P.5 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書	2)別見積りとして計上するように指定されている費目以外に、本事業遂行に伴い発生する予定の費用につきましては、本見積りとして計上する認識でよろしいでしょうか。 (例) ・開発協力における支援国、マルチドナーや財団などが所在する北米、欧州等(エストニア含む)へのヒアリング等の調査渡航に伴う費用(国内移動費、通訳費、借り上げ車両費、宿泊費等) ・DXに係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動のうち第1期にかかる費用 ・成果品提出に伴う費用(印刷費/製本費、CD-R作成費、翻訳・ネイティブスピーカーチェック費)	ご理解のとおりです。 なお、成果品提出に伴う費用については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」に基づきます。
12	P. 6 7. プロポーザル等の提出	既に指定されているパイロット3活動以外の2件のパイロット活動についても、第1期にて1回の	JICA指定の3件については、第2期開始直後から活動を開始可能なレベルでの計画策定が求め

	<p>(6)見積書 4) a) DX に係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動 :合計 100M/M 第 1 期:各種調査、パイロット活動 計画策定:(国内作業 1M/M+現地調査 1M/M) ×5 件=10M/M P. 24~26 (1)JICA 指定のパイロット3活動の計画策定 (2)(1)以外の 2 件のパイロット活動の計画策定</p>	<p>現地調査を行い、3活動と同レベルの詳細計画を策定するという理解でよろしいでしょうか。P. 26 (2)では、案件の選定で、業務内容の指示が終わっているため、確認させていただく次第です。</p>	<p>られます。また、その他 2 件については、提案の熟度によりますが、最低限、第 2 期の見積り・契約が可能なレベルまで業務内容が具体化されていることが求められます。</p>
13	<p>P6 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法 (1)評価対象業務従事者について 2)評価対象とする業務従事者の予定人月数</p>	<p>業務対象とする業務従事者の予定人月数が 25MM となっておりますが、これは「DX に係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動」に割り当てられている 100MM を含めた全体 136MM のうち 25MM と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
14	<p>P12 1. プロポーザルに記載されるべき事項</p>	<p>ガイドラインの様式には、「発注者名」と「契約金額」の記入欄がありますが、民間企業とのプロジェクトで NDA を締結している場合は、同欄は業界名と概算の金額などに抽象化して記載しても問題ありませんでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
15	<p>P13 第2 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき</p>	<p>「ア」類似業務経験の分野:データ分析・活用／インパクト評価にかかる各種業務(なお、地理空間情報の活用・分析にかかる各種業務の経験を</p>	<p>地理空間情報は、基盤地図情報、統計情報に係る画像情報等、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報とそれに係る時点に関する情報</p>

	<p>事項 (3) 業務従事予定者の経験、能力 2) 評価対象業務従事者の経歴 【業務従事者:担当分野 データ分析・活用／インパクト評価】</p>	<p>有することが望ましい)」とあるが、地理空間情報の活用・分析にかかる各種業務とは、どのような業務を想定しているか。衛星リモートセンシングデータ解析能力も前提としているのでしょうか。</p>	<p>を含む位置情報、及び、それに関係付けられた情報であり、当該情報の活用・分析に関する業務経験については、人口動態など特定テーマに関するトレンド分析、作物収量予測、インフラを含む新たな行政サービス提供による効果予測など多様な業務を想定しています。 地理空間情報は広範かつ多元的であり、その活用・分析にかかる業務経験についても幅広く経験を有することが期待されます。</p>
16	<p>P13 1. プロポーザルに記載されるべき事項(3)業務従事予定者の経験、能力 【業務主任者:業務主任者／開発協力・デジタル戦略)ア)】</p>	<p>「開発協力」の定義は開発途上国における国際開発の経験を指すのでしょうか？それとも、先進国を含む海外オフィスと連携し、アプリなどの開発を行った経験でしょうか？</p>	<p>JICA が支援対象としている開発途上国(新興国含む)における業務経験の意味です。ODA・国際協力関連業務に関する業務も含まれますが、それ以外の業務でも開発途上国での業務経験があれば評価します。</p>
17	<p>P14 2. プロポーザル作成上の条件</p>	<p>注5に「補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません」とありますが、この場合、国内の他社ITベンダーの活用を考える際は、「請負契約」「準委任契約」のいずれも認められず、「派遣契約」を結ぶ必要がある、ということでしょうか。</p>	<p>補強を提供している社との再委託契約(請負契約であれ、準委任契約であれ)は利益相反の観点から認めていません。派遣契約が何を指すのかは分かりませんが、業務従事者を提供するという意味であれば、それが補強という形態にあたりと考えます。</p>
18	<p>P14 2. プロポーザル作成上の条件 (2)外国籍人材の活用</p>	<p>本業務では、評価対象者は日本籍メンバーを中心とするものの、パイロット事業では外国籍人材の作業工数が増えることが予想されます。コロナ禍での特殊な状況下での調査であることを鑑み、右記載の用途を超える外国籍人材の活</p>	<p>基本的な想定は本項記載の通りですが、業務遂行上必要と考えられる場合は、ご提案の際にその理由と共にご提示下さい。その上で、契約交渉時点で個別にご相談・対応致します。</p>

		用についても柔軟に提案を認めていただくことをご検討いただけますでしょうか	
19	P.14 2 プロポーザル作成上の条件 (2)外国籍人材の活用	本項において言及されております「外国籍人材」の定義ですが、「日本法人以外に所属する人材」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	「外国籍人材」とは、「国籍が日本以外の方」を指します。
20	P.14 2 プロポーザル作成上の条件 (2)外国籍人材の活用	2行目に言及されております「外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください」の当該業務全体は、「全世界(広域)DX 主流化のための情報収集・確認調査」業務全体の業務従事人月(計 136M/M)を指す認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	P16 プロポーザル評価配点表	業務管理グループを適用して、業務主任者と業務副主任者の2名を配置する場合、それぞれに「開発協力」、「デジタル戦略」の経験を持つ者を配置することは可能でしょうか。 その場合、両名の補完性を考慮頂き、1名は「開発能力」の経験を、もう1名は「デジタル戦略」の経験を評価いただくことになりますか。	ご理解の通りです。それぞれに分けて配置することは可能ですので、プロポーザルにその旨明記願います。
22	P19 5. 実施方針及び留意事項 (1)JICAにおけるDXの位置づけ	こちらは貴機構独自のDX戦略の位置づけであり、中央政府が推進するDX戦略と整合性を取る必要はありますでしょうか？	機構としてのDX推進に係る方針の位置づけであり、日本政府の方針等と整合的である必要があります。
23	P19 5. 実施方針及び留意事項 (1)JICAにおけるDXの位置づけ	DX主流化を経営課題とするためには、役員会との合意形成が必須であると考えておりますが、本調査で役員会へヒアリングを行うことは可能で	JICA 役職員においては、DX 推進は重要な経営課題の一つとして認識しています。本調査の実施において、必要に応じて、関係する役職員と協議

		しょうか？	いただくことはもちろん可能です。
24	P20 5. 実施方針及び留意事項 (4)「現地調査対象地域」	北欧等の現地調査を、約 1 週間を 4 回程度行うことが記載されていますが、その後の記述のエストニアとインドの現地調査期間も、この「1 週間 4 回程度」に含まれるのでしょうか。	エストニアはご理解の通りですが、インドは含まれません。インドはパイロット活動を実施予定のため、パイロット活動にて現地調査を並行して行うことを想定しています。このため、第 1 期分の調査においては机上・本邦からのヒアリング調査の結果のみとし、第 2 期で完成させることで差し支えありません。ただし、業務上の必要性・効率性の鑑み提案者の考える最適な現地調査の行程を提案することは妨げません。
25	P20 5. 実施方針及び留意事項 (7)パイロット活動におけるアプリケーション開発 14 及び柔軟性の確保	ここでいう「パイロット活動」は、ウガンダ、カンボジア、インド以外の追加 2 件のうちの 1 つ(1 か国)の活動として、アプリケーションの開発をすることでしょうか。それとも例えばインドにおける「日本とインドでデジタル技術に関心のある企業のマッチング」を行うアプリケーションを開発する、などを想定されているのでしょうか。なお、24 頁 6-2 には、「2 件は基本的に受注者が提案するアイデアから選定する」と記載されております。	JICA 指定の 3 件、それ以外の 2 件いずれにおいても簡易なアプリケーション開発を前提として検討を行います。各パイロット活動における課題によってアプリ開発の要否や難易度は異なると想定されますが、それも含め第 1 期の中で具体化することとなります。
26	P20 (7)パイロット活動におけるアプリケーション開発 14 及び柔軟性の確保	ここで求められている活動は、アプリケーション開発の筋道を立てる(案を作る)ものでしょうか？それとも実際にデモシステムを作りテストするところまで求められているのでしょうか？後者の場合、JICA 保有データやオープンデータのイ	実際にデモシステムを作り、テスト環境でユーザーが一部利用するところまで、とご理解下さい。また、JICA 保有データやオープンデータのインプットまで含むことが望ましいです。各パイロット活動における課題によってアプリ開発の要否や難易

		ンputまで含むか、それとも Web 画面上でシステムがどのように動くかが確認できればよいのでしょうか。	度は異なると想定されますが、それも含め第 1 期中で具体化することとなります。
27	P20 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (7)パイロット活動におけるアプリケーション開発及び柔軟性の確保	「本調査で実施するパイロット活動の一部では、JICA 保有データやオープンデータを現地カウンターパートや JICA 職員(ナショナルスタッフ含む)が広く使えるようなアプリケーション開発の試行を含むこと。」とあるが、アプリケーションを実際にスマートフォン等で活用するところまで、本調査期間内で実施することを考えているのでしょうか。具体的なイメージをご教示いただきたいです。	スマートフォンかPCか等はユースケースにより異なりますが、本調査期間内にて現地カウンターパートや JICA 職員等が使用可能なデモシステムを作成し、業務上の有効性についてフィードバックが得られ、それをインプットのの一つとして本格運用に向けた仕様書を作成する想定です。
28	P.24 6-2. DX に係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動	JICA が招聘事業を行う場合に招聘企画・受入に係る業務を受注者が行うとありますが、どのような業務が想定されるかご教示いただけますでしょうか。	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」2 ページ目の「実施業務」を想定しています。
29	P.24 6-2. DX に係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動 注釈 22	システム開発企業が 100%所有する子会社が本件の受注者であった場合、親会社がパイロットシステムの入札に参加することは可能でしょうか？	具体的には個別に判断しますが、いただいた情報のみから判断しますと、入札からは排除することになると考えます。
30	P.25 6-2. DX に係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動 (1)JICA 指定のパイロット3活動の計画策定 ① 北部ウガンダ難民居住区と受	より効果的なパイロット活動のため、連携が期待されている JICA がウガンダにて実施中の関連調査・案件である「西ナイル地域の持続的森林・自然資源管理に係る情報収集・確認調査」について情報把握を行いたいと思っておりますが、事前にご提示いただきました JICA 図書館内に参	当該調査は現在実施中で、報告書はまだ公開されていません。調査開始後にインセプションレポートを共有する予定です。

	入地域を対象とした新型コロナウイルス対策支援等	考情報が見当たりませんでした。関連資料の参照方法をご提示いただけますでしょうか。	
31	P.26 6-2. DXに係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動 (1)JICA 指定のパイロット3活動の計画策定 ③ インド「SDGs ビジネス共創ラボーつながるラボー」との連携	本項におけるパイロット活動とは「日本とインドでデジタル技術に関心のある企業のマッチングの上、試行的に社会課題の解決に臨むパイロット活動の実証を支援」と「デジタル分野において社会課題に寄与する日印企業連携の実現に有効と考えられる活動」の 2 種類という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、調査の目的に資する活動のアイデアがありましたらプロポーザルにてご提案願います。
32	P26 6-3. JICA における事業関連データの蓄積・活用に係る仕組み構築	「データカタログをクラウドベースで整備するための業務を実施する。実施にあたっては、以下のような手順で、簡易デモをパイロット活動向けに作成し、」と記載されていますが、クラウドのシステムを構築するところまで受注者が実施するのでしょうか？また、簡易デモの「簡易」とはどこまでを意味するのでしょうか？あくまでパイロット活動向けのデモであり、本格運用までは含まれていないのでしょうか？	パイロット活動向けのデモを想定しています。その活動を踏まえ、本格運用の仕様書作成を本プロジェクトのスコープとしています。
33	P26 6-3. JICA における事業関連データの蓄積・活用に係る仕組み構築 (2) データの試行的活用・仕組み検討	本業務ではデータカタログシステムを開発しますが、開発はP32(2)業務従事者の構成(案)に示されている「システム要件定義・簡易開発」の人員で対応するのでしょうか。または追加で開発専門の人員を含めることは可能でしょうか。	システム要件定義・簡易開発の要員で想定していますが、従事者構成はあくまで案ですので、より効果・効率的な案があればプロポーザルにてご提案願います。
34	P26 6-3. JICA における事業関連デー	「JICA のデータカタログシステムの調達仕様書案を作成する」とありますが、本業務で仕様書作	本業務で仕様書作成に関わった事業者は、利益相反の観点から、競争から除外する可能性が極

	<p>タの蓄積・活用に係る仕組み構築 (3) データ活用に係るシステム仕様 33・運用の具体化</p>	<p>成に関わった事業者は、貴機構がデータカタログシステムを調達する際には利益相反の観点から排除されるようなことがありますでしょうか。</p>	<p>めて高いと考えます。</p>
35	<p>P27 6-2. DX に係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動 (3)パイロット活動の実施</p>	<p>各パイロットにおけるゴールや成功の要件について、どのように決定することを想定していますか。 今回のプロジェクトでは、複数の途上国実施機関や他ドナーと接点を持つこととなりますが、投入可能なリソースや期間を鑑みると、各方面から寄せられる要望を全て汲み取ることが難しい事態が想定されます。 パイロットにおけるゴールや成功の要件について、最終的には、調査を実施する企業が独自に判断するものと考えておりますが、万が一それ以外の方策を想定している場合は、対象が決定している 3 件のパイロットごとに想定される JICA・途上国実施機関の関係部門・キーパーソン、おおよそ想定される成功の要件やゴールをご教示ください。</p>	<p>調査を実施する企業と JICA の協議の上、決定する想定です。ご指摘のような全ての要望を汲み取ることが困難な事態が発生した場合は、途上国側の関係機関、及び JICA 事務所・関係地域部・課題部と協議の上、現実的なゴール設定を行う想定です。</p>
36	<p>P27 6-2. DX に係るフラッグシップ案件の形成に向けたパイロット活動 (3)パイロット活動の実施 2 段落目</p>	<p>協力案を作成する時点で、パイロット活動で開発したアプリケーションの改訂版がリリースまでされている必要はありますでしょうか？</p>	<p>アプリケーション改訂版がリリースされていることが望ましいですが、検討の進捗度に応じ対応は柔軟に協議する想定です。</p>
37	<p>P24 脚注 22 P28 脚注 33</p>	<p>現時点で、定まっている排除条件があればご教示ください。</p>	<p>業務の内容に確定的ではない部分が含まれませんので、現時点では確定的な考えを提示することは困難ですが、原則として、発注の対象となる業</p>

		<p>例えば、提出書類の「競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図」に記載があると NG であったり、該当会社の株式を 1%以上保有している場合は NG など。</p> <p>※本件への応札にあたり、共同企業体を結成する際には、各社で排除条件についてもある程度合意が必要となります。</p>	<p>務仕様書を作成した関係者は当該調達競争から排除されることが原則です。</p>
38	<p>P.29 6-4. 共通業務 (3) セミナー開催</p>	<p>セミナー開催(対外)の記載がございますが、貴機構にて企画・手配される認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的には調査を実施する企業にて企画・手配を行う想定です。(場所は現時点では市ヶ谷の JICA 地球ひろば等を想定しており、会場費を見込む必要はありません。JICA 地球ひろばの手配は JICA 側で行います。)</p>
39	<p>P. 30 7. 成果品等 【第2期契約期間:2021年3月～2022年3月】 ・DX 主流化のあり方最終案、及び対外広報資料(映像資料・パンフレット・パワーポイント資料) P. 23 6. 業務の内容 (5) JICA 事業における DX 主流化のあり方・対外パンフレットの作成 P. 24 (6) JICA 内の DX 主流化に向けた教材作成・遠隔講義の実施</p>	<p>業務内容にある対外パンフレット(映像も含む)については、成果品として数量等記載されているが、仕様によって見積金額は異なるため、別見積扱いとするか、定額にて指定いただければ幸いです。</p> <p>また、JICA 内の教材作成についても、和英 3 種類ということで、こちらも仕様によって見積金額異なるため、別見積扱いとするか、定額にて指定いただければ幸いです。</p>	<p>対外パンフレット(映像も含む)及び教材は、550 万円を本見積りに定額計上願います。</p>

	P. 27 (7)JICA 事業におけるDX 主流化 のあり方・対外パンフレットの更新		
40	P32 第4 業務実施上の条件 2. 調査実施スケジュール(案)	パイロットの実施にあたって、「注 37、特にパイ ロット活動については、成果や進捗に応じ期間・ 人員配置を(JICA と協議の上)柔軟に変更する 可能性有り」と記載されていますが、MM の追加 も認められる予定でしょうか。その場合、認めら れる追加予算の規模に目安などはありますでし ょうか	MM の追加の可能性は否定しませんが、他案件 同様に業務上の必要性を精査した上で決定しま す。なお、MM の見積りを精緻化するため期分け をしておりますので、第1期にて可能な限り計画 を煮詰めていく想定です。
41	P32 第4 業務実施上の条件 2. 調査実施スケジュール(案)	業務量の目途が、第1期が17MMとなっています。想 定される業務量を考え、提案企業で第1期と第2期で 適切なバランスで提案を行うことを妨げるものではな いという理解で良いでしょうか	ご理解の通りです。あくまで目途ですので、業務 遂行上必要なバランスがあればプロポーザルに てご提案願います。

以 上